

# 公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 4 項の規定に基づき、県営土地改良事業（たん水防除事業 阿久比 2 期地区）の変更後の土地改良事業の計画の概要につき半田市長及び阿久比町長と協議したいので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により土地改良事業の計画の概要を縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、令和 7 年 12 月 22 日までに半田市長又は阿久比町長に意見書を提出してください。

令和 7 年 11 月 25 日

愛知県知事 大 村 秀 章

- 1 書類の名称  
土地改良事業計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 7 年 11 月 25 日（火）から令和 7 年 12 月 22 日（月）まで
- 3 縦覧の場所  
半田市役所及び阿久比町役場
- 4 意見書の提出方法  
書面にて直接半田市役所又は阿久比町役場へ提出